

# 八潮市学校適正配置指針・計画

## 北部地区個別計画

令和8年6月

八潮市教育委員会



## 目次

1. 計画の背景.....	1
(1) 計画策定の目的.....	1
(2) 小規模校・複式学級の課題.....	2
2. 対象地区の現況.....	4
(1) 人口動態.....	4
(2) 地勢・交通.....	5
(3) 北部地区のまちづくりについて.....	6
3. 北部地区の学校の概況.....	8
(1) 対象校の位置及び学区.....	8
(2) 児童生徒数・学級数の推移.....	9
(3) 学校施設の現況.....	10
(4) 通学路・通学距離.....	14
(5) 小規模特認校制度の活用状況.....	16
4. 児童生徒数・学級数推計.....	17
(1) 推計の考え方.....	17
(2) 推計の前提条件.....	17
(3) 推計結果.....	19
5. 小規模校を解消するための手法.....	22
6. 適正配置の方向性.....	23
(1) 適正配置の方向性の検討の背景.....	23
(2) 統合のシミュレーション.....	25
(3) 統合に向けた課題と対応策.....	29
(4) 今後のスケジュール（予定）.....	32
(5) 統合校イメージ.....	33
参考資料.....	34

# 1. 計画の背景

## (1) 計画策定の目的

本市では、市立小中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、児童生徒数の急激な変化、通学距離等の課題、学校の耐用年数を踏まえ、小中一貫教育のさらなる推進等に向けた新たな学校づくりに対応し、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すことを目的として、令和2年3月に「八潮市学校適正配置指針・計画（以下、「適正配置指針・計画」という。）を策定しました。

適正配置指針・計画では、土地区画整理事業等の開発人口も加味した今後の児童生徒数推計を行った中で、北部地区に位置する八條北小学校については、今後も1学年・1学級の状態が続くと見込み、小規模特認校制度など、小規模校のメリットを最大限活かすことについて検討し、魅力ある学校づくりのための制度を創設し、児童数の増加を促進する必要があることを示しました。

その検討内容を受け、八條北小学校では令和3年度から小規模特認校制度を採用してまいりましたが、依然として1学年・1学級の状態が続いています。加えて、八條北小学校に隣接する八條中学校では、適正配置指針・計画における生徒数推計の結果と実際の生徒数に乖離が生じており、1学年・1学級の状態が続いています。

これらの背景を踏まえ、改めて北部地区の八條小学校を含めた、八條北小学校及び八條中学校の児童生徒数・学級数を推計し、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨するために必要な一定の学校規模を確保していくため、今後の北部地区において望ましい学校の配置・規模を検討することが喫緊の課題となっています。

また、北部地区のうち、東京外環自動車道以北等の一部エリア（以下、「まちづくり推進地区」という。）では、「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画」に基づき、「生活環境や教育環境などに配慮した緑豊かな産業拠点づくり」を目指して、地域住民や地権者の皆さんとの協働によるまちづくりに取り組んでいます。さらに、（仮称）外環八潮パーキングエリア（以下、「（仮称）外環八潮PA」という。）及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジ（以下、「スマートIC」という。）等に整備が進められています。

これらの北部地区のまちづくりの動向も踏まえ、北部地区の子どもたちに良質で安全な教育環境を提供することができるよう、北部地区における学校のあり方を示す必要があるため、北部地区における適正配置指針・計画を示した「北部地区個別計画」を策定します。

## (2) 小規模校・複式学級の課題

一般的に、小規模校では学級数が少ないことによる以下の課題が発生することが想定されます。

### 【学級数が少ないことによる学校運営上の課題】

- ・ クラス替えができない
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ・ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ 男女比の偏りが生じやすい
- ・ 学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

加えて、複式学級が発生する場合、「直接指導（教師が子どもたちと直接関わりながら進める指導）と間接指導（一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子どもたちだけで学習を進めさせること）を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下の課題が発生することも想定されます。

### 【複式学級による課題】

- ・ 教員に特別な指導技術が求められる
- ・ 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ・ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ・ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ・ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

また、学級数が少なくなると、配置される教職員の数が少なくなるため、下記の課題が発生し教育活動に制約が生じる可能性があります。

### 【教職員数が少ないことによる学校運営上の課題】

- ・ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実

が困難となる

- ・ 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ・ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ・ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ・ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ・ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ・ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ・ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ・ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ・ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

そして、仮に上記の学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- ・ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・ 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・ 協働的な学びの実現が困難となる
- ・ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ・ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ・ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

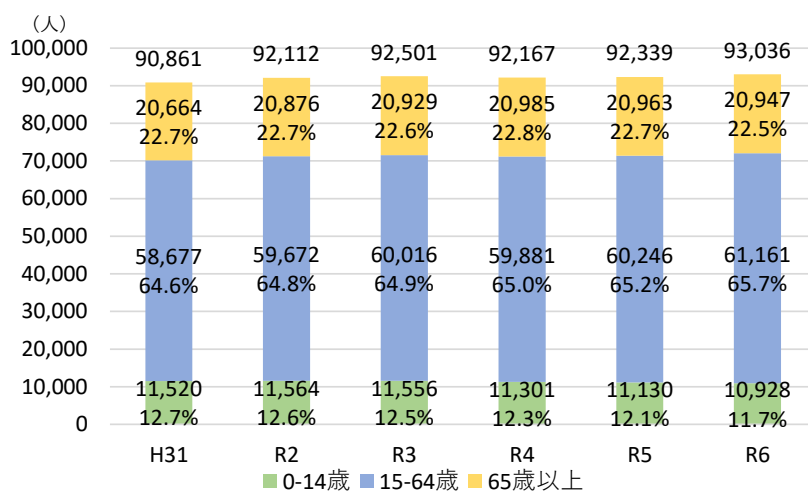
出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成 27 年 1 月 27 日）

## 2. 対象地区の現況

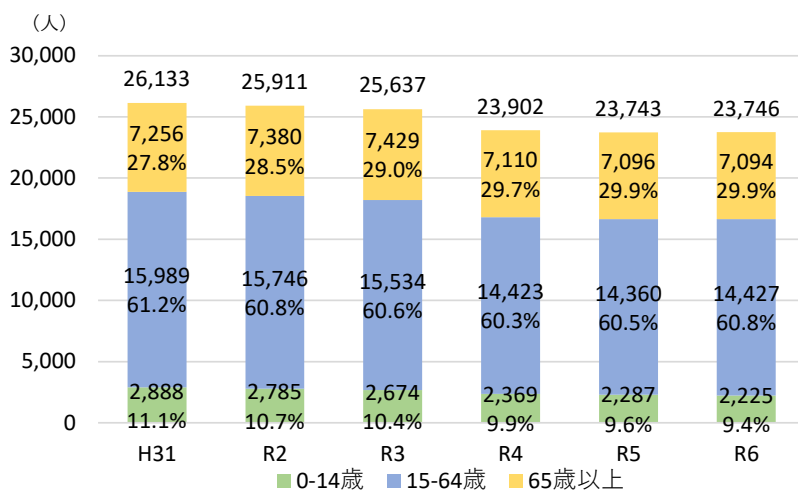
### (1) 人口動態

本市の総人口は増加傾向にある一方で、北部地区の人口は減少傾向にあり、平成31年から令和6年にかけて2,387人減少しました。また、本市の高齢者人口（65歳以上人口）の割合は概ね23%で推移していますが、北部地区の高齢者人口の割合は増加傾向にあり、概ね30%となっています。

図表 本市の年齢3区分別人口の推移



図表 北部地区の年齢3区分別人口の推移



注1：北部地区の人口は、八潮市都市計画マスタープランにおける地域区分を参考に、八條・鶴ヶ曾根・小作田・松之木・伊草・八潮団地・伊草団地・新町・二丁目・緑町の人口を合算した値としている。

注2：各年1月1日時点の人口である。

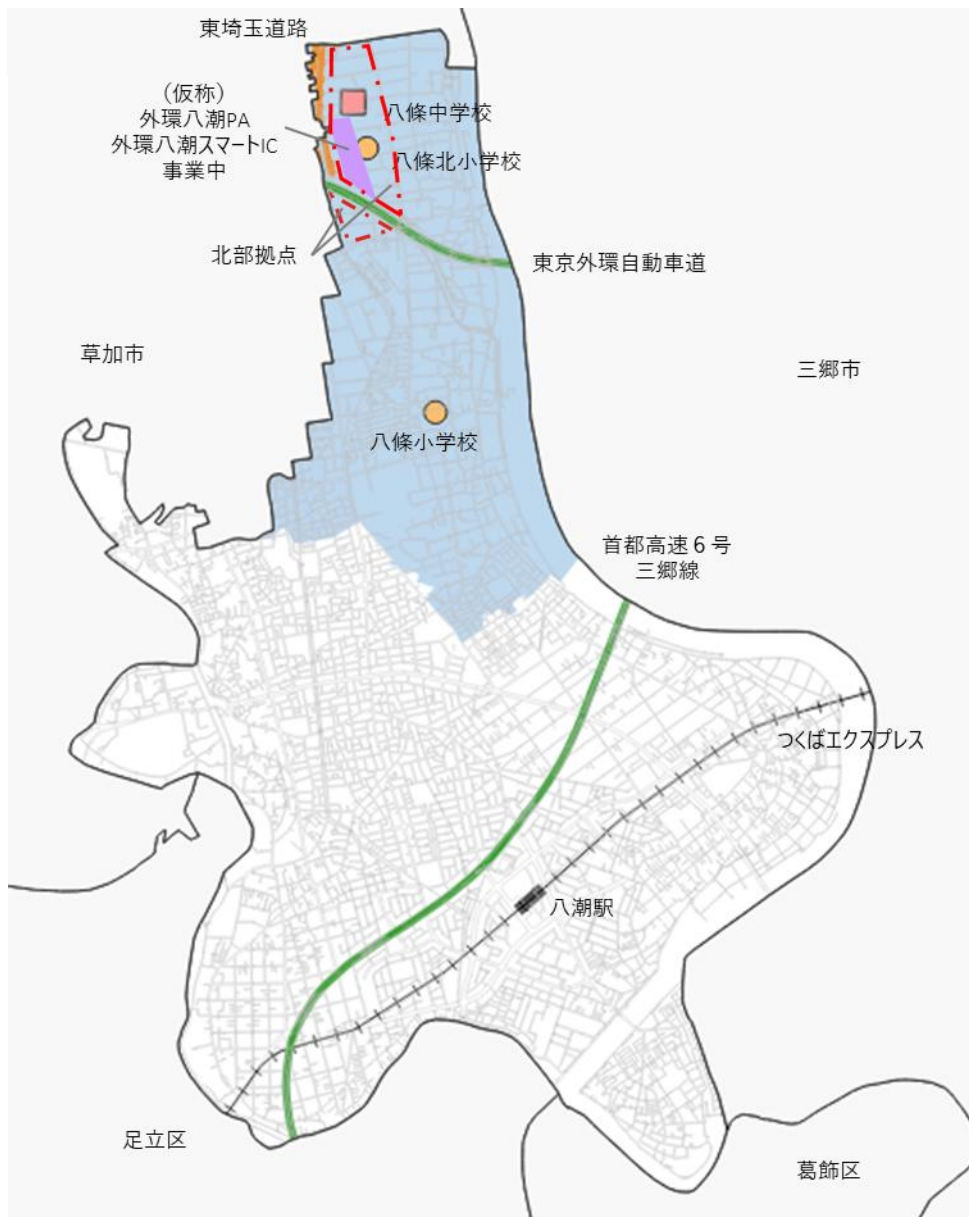
出所：埼玉県町(丁)字別人口調査

## (2) 地勢・交通

本市北部地区は、西と北が草加市に接しており、東は中川を挟んで三郷市と接しています。八條北小学校・八條中学校の所在地（八條地域）は市街化調整区域に指定され、緑豊かな田園風景が広がっています。

その中に位置するまちづくり推進地区では、国道 298 号や東埼玉道路等の広域幹線道路が位置しておりますが、スマートICが整備されることで高速道路網に接続することにより、高速道路網と広域幹線道路網を活かした交通ハブ機能及び市中心部と近隣自治体の中継地となる交通ネットワークの形成等、非常に高い交通ポテンシャルを有している地域となっております。

図表 本市の概況



出典：国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

### (3) 北部地区のまちづくりについて

本市北部地区の八條北小学校及び八條中学校の周辺は、現在、田園風景が広がる、緑豊かな地域となっています。一方で、北部地区では「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画」が策定されており、北部拠点の形成に向けて、地域の特性や課題に対応したまちづくりの目標やルールが示されています。この計画では、地域住民が主体となり、より良いまちづくりに向けた取り組みが推進されており、地域（主体）と市（支援）が協働してまちづくりを進めることを目的としています。

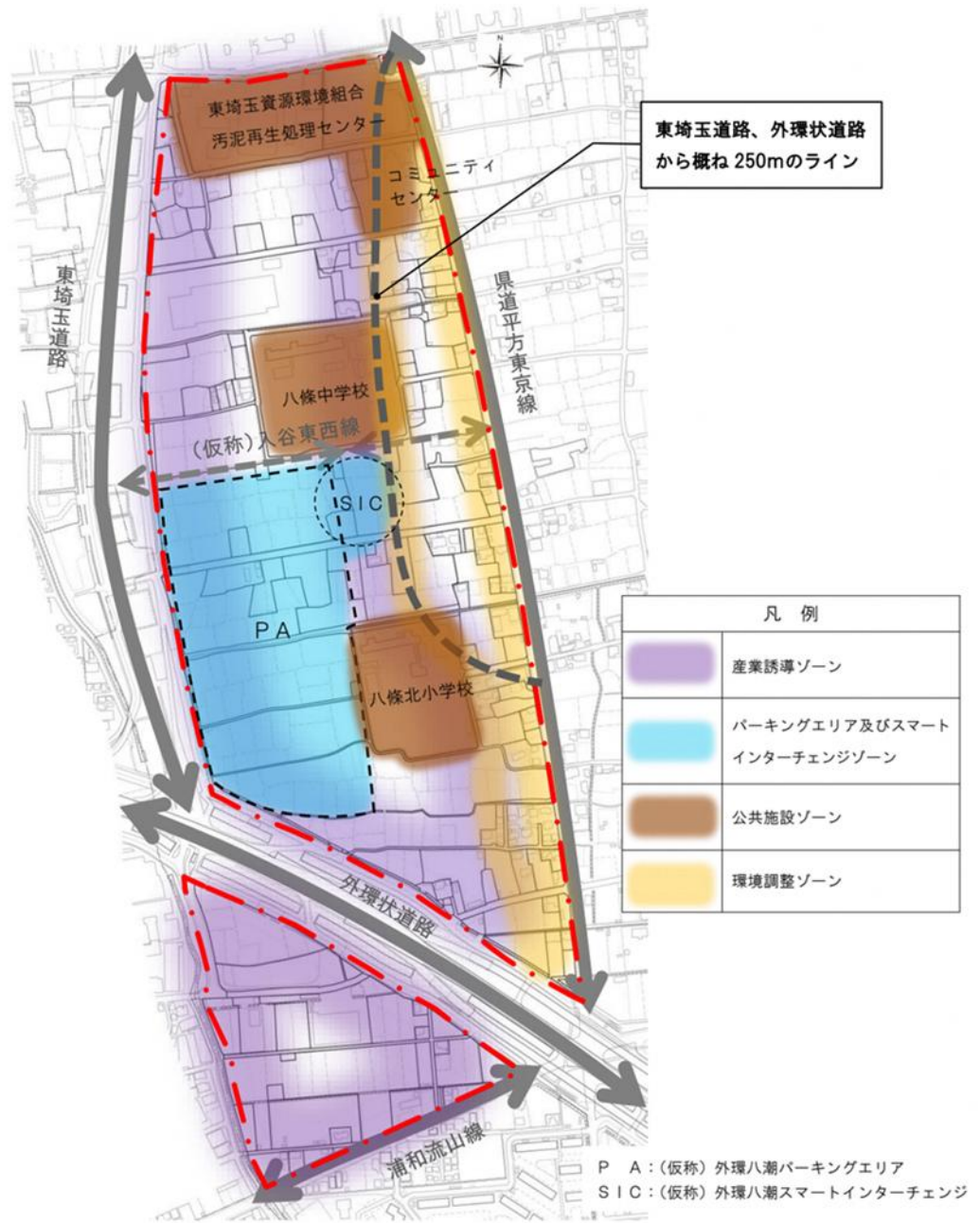
計画の中では、（仮称）外環八潮パーキングエリアやスマートインターチェンジなどの道路施設の整備、産業施設の立地誘導、さらには（仮称）道の駅やしお等の整備が進められる予定であり、これにより交通環境は大きく変化し、八條北小学校及び八條中学校の周辺も、これまでの緑豊かな自然環境から大きく変化することが考えられます。

また、計画の目標である「生活環境や教育環境などに配慮した緑豊かな産業拠点づくり」を目指して、地域住民や地権者の皆さんと協働で、北部地区のまちづくりに取り組むこととされています。

さらに、北部拠点まちづくり推進地区においては、令和7年3月31日に、市と協働してまちづくりを進める事業者と「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に関するパートナー協定」を締結し、流通業務施設や商業施設等の立地を図ることとしています。

そのため、八條北小学校及び八條中学校の周辺は、緑豊かな環境から交通量が多く建物が立ち並ぶ環境へと変化することが予想されます。

図表 北部地区ゾーニング図



出典：北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画

### 3. 北部地区の学校の概況

#### (1) 対象校の位置及び学区

本計画で対象とする学校の位置と学区は下図のとおりです。

八條北小学校と八條中学校は、近接して配置されており、2校の間の直線距離は約 300m です。

八條小学校と八條北小学校の間には東京外環自動車道、幹線道路、川があり、それらによって地域が分断されています。また、八條小学校と八條北小学校の間の直線距離は約 1,700m、八條小学校と八條中学校の間の直線距離は約 2,000m となっています。

図表 対象学校の所在地

学校名	所在地
八條小学校	八潮市大字鶴ヶ曾根1番地
八條北小学校	八潮市大字八條1150番地
八條中学校	八潮市大字八條555番地

図表 対象学校の位置・学区（左：小学校区、右：中学校区）



出典：国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

## (2) 児童生徒数・学級数の推移

### (2-1) 八條小学校

八條小学校では、児童数が減少傾向にあります。学級数は1学年2学級の状態が続いています。

	児童数								学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
R1	60	56	60	60	75	62	8	381	2	2	2	2	2	2	2	14
R2	44	61	55	59	59	75	10	363	2	2	2	2	2	2	2	14
R3	41	47	64	54	61	58	7	332	2	2	2	2	2	2	2	14
R4	44	40	45	65	53	61	7	315	2	2	2	2	2	2	2	14
R5	41	39	39	43	63	53	9	287	2	2	2	2	2	2	2	14
R6	41	40	41	37	45	65	10	279	2	2	2	2	2	2	2	14

注：各年5月1日時点の状況（令和6年度のみ、4月1日時点の状況）、以下同様。

### (2-2) 八條北小学校

八條北小学校では、児童数は75名前後で横ばいとなっています。学級数は1学年・1学級の状態が続いています。

	児童数								学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
R1	16	13	9	13	15	18	4	88	1	1	1	1	1	1	1	7
R2	10	13	11	9	12	15	5	75	1	1	1	1	1	1	1	7
R3	14	9	14	10	10	15	5	77	1	1	1	1	1	1	1	7
R4	14	14	9	13	11	10	5	76	1	1	1	1	1	1	1	7
R5	7	14	14	10	14	13	5	77	1	1	1	1	1	1	1	7
R6	13	7	13	15	12	14	2	76	1	1	1	1	1	1	2	8

### (2-3) 八條中学校

八條中学校では、生徒数が減少傾向にあります。学級数は令和3年度まで1学年2学級の状態が続いていましたが、令和4年度から1学年・1学級の状態となる学年が出現し始め、令和6年度は全学年で1学年・1学級の状態となっています。

	生徒数					学級数				
	1年	2年	3年	特支	合計	1年	2年	3年	特支	合計
R1	43	48	49	4	144	2	2	2	2	8
R2	48	43	49	2	142	2	2	2	2	8
R3	44	47	45	4	140	2	2	2	2	8
R4	30	43	46	6	125	1	2	2	2	7
R5	39	32	44	1	116	2	1	2	1	6
R6	31	40	33	9	113	1	1	1	2	5

### (3) 学校施設の現況

#### (3-1) 普通教室の状況

普通教室は、通常の授業を受けるための教室で、各学級に教室が割り当てられ、児童・生徒は一日の大半をこの教室で過ごします。

令和6年度現在、対象の北部地区の学校では、最大教室数に対し学級数が大きく下回っており、普通教室が余剰となっています。

図表 普通教室の状況

学校名	学級数			最大教室数
	通常学級	特別支援学級	合計	
八條小	12	3	15	24
八條北小	6	1	7	16
八條中	3	2	5	15

※「学級数」は、令和7年5月1日現在の学級数。

※「最大教室数」は、令和6年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

#### (3-2) 特別教室の状況

学校の授業の時間は、小学校で45分・中学校で50分となっており、限られた時間内で効率よく授業を展開しなければなりません。このため、音楽室や理科室等、特別な道具や器具を利用するために、用途を固定した特別教室が必要となります。

また、きめ細かな指導や支援を実践するには少人数教室等が重要なスペースとなります。

児童会室・生徒会室や教育相談室等については、児童・生徒の自主的・社会的な体験をしたり、悩み等を相談したりする、児童・生徒のためのスペースです。

文部科学省の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」第9条には「校舎に備えるべき施設」として、次のように定めています。

1. 教室（普通教室、特別教室等とする。）
2. 図書室、保健室
3. 職員室

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、特別教室の種類は、次のとおりとされています。

図表 特別教室の種類

学校	特別教室数
小学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

なお、対象となる北部地区における学校の特別教室の設置状況は以下のとおりです。

図表 特別教室の状況

学校名	特別教室数	内容
八條小学校	12	音楽室・図工室・図書室（2）・家庭科室・理科室・コンピュータ室・生活科室・少人数指導教室・児童会室・外国語教室・さわやか相談室
八條北小学校	16	音楽室・図工室・図書室（2）・家庭科室・理科室・コンピュータ室・生活科室・児童会室・教育相談室（2）・少人数指導教室（4）・外国語教室
八條中学校	21	音楽室・美術室（2）・図書室（2）・理科室（2）・コンピュータ室・技術室・調理室・被服室・教育相談室・さわやか相談室・少人数教室（8）

### （3-3）図書室（学校図書館）の状況

図書室（学校図書館）は、1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童生徒数等に合わせた図書室用の家具等を利用しやすく配置することができる面積、形状とすることとされています。しかし、八條北小学校については、普通教室と同程度の広さの図書室に書架及び閲覧箇所が配備されています。

蔵書数については、文部科学省が公立義務教育諸学校の図書室に整備すべき蔵書の標準を学級数により定めていますが、これと比較すると、八條中学校は蔵書数がやや少なくなっています。

図表 図書室の面積・蔵書数

学校名	学級数	図書室面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	図書室 図書標準(冊)
八條小学校	15	124.8	10,013	9,160
八條北小学校	7	63.0	6,328	5,560
八條中学校	5	144.0	7,736	6,720

※「学級数」は、令和7年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含む）。

※「蔵書数」は、令和6年度末現在の蔵書数。

※「学校図書館図書標準」は、令和7年5月1日現在の学級数に基づき算出。

### （3-4）運動場（校庭）・体育館（屋内運動場）の状況

運動場（校庭）は、屋外で行う体育や運動会のほか、休み時間の児童生徒の遊び場、クラブ活動などで使用する場です。

小中学校の運動場面積は、文部科学省の「小学校設置基準」「中学校設置基準」で確保すべき面積が定められており、北部地区の3校はいずれも基準を満たしています。

図表 運動場面積

学校名	児童生徒数 (人)	運動場面積 (㎡)	一人当たり面 積 (㎡/人)	学校設置基準で 定める面積 (㎡)
八條小学校	264	6,648	25.18	2,640
八條北小学校	73	8,697	119.14	2,400
八條中学校	112	15,705	140.22	3,600

※「児童生徒数」は、令和7年5月1日現在の児童生徒数（特別支援学級の在籍者を含む）

体育館（屋内運動場）は、教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放における各種活動、儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童の学習・研修成果の発表等に使用する場です。対象の北部地区の学校では、市内の他校に比べ児童生徒数あたりの体育館面積が大きくなっています。

図表 体育館面積

学校名	児童生徒数 (人)	体育館面積 (㎡)	一人当たり面 積 (㎡/人)
八條小学校	264	721	2.73
八條北小学校	73	766	10.49
八條中学校	112	851	7.60

※「児童生徒数」は、令和6年4月1日現在の児童生徒数（特別支援学級の在籍者を含む）

### （3-5）アセットマネジメントの視点（学校施設の劣化状況）

本市では、市が所有または使用する公共施設資産（アセット）を最も費用対効果が高く効率的で適切な管理（マネジメント）するための様々な取組を推進してきました。その取組の一つとして、平成28年7月に、本市の公共施設をどのように維持管理及び整備をしていくべきか、今後30年間の具体的な取組を示した「八潮市公共施設マネジメント基本計画」を策定するとともに、基本計画を実現していくための今後10年間の行動計画となる「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」を策定しました。

八潮市公共施設マネジメント基本計画・八潮市公共施設マネジメントアクションプランでは、学校施設について、精緻な需要予測に基づく施設規模の検討を行うこと、小中一貫教育の一層の推進、児童生徒数の増減や学校施設の老朽化等を考慮し、早急に学校適正配置計画を策定し、計画に基づいて適正配置を進めること、計画策定にあたっては学校運営協議会をはじめ地域住民の意見等を十分反映するよう努めることとしています。

対象の北部地区の学校においても、一部の建物は築50年を超過しており、配管設備の老朽化、塗装の剥がれ、外壁の損傷等の劣化が見られており、八條小学校では、2022年に大規模改修を行っています。今後の学校施設のあり方を検討するうえでは、建替えや統合校の建設に

要する費用、大規模改修に要する費用、改修後の維持管理費用等を比較検討することが必要です。

図表 学校施設の竣工年度、延床面積、構造

学校名	諸室名	竣工年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	大規模改修	耐震改修	現地調査結果
八條小学校	教室棟	1971	3,213	RC造*	2013	2013	劣化が少ない
	管理特別教室棟	1977	1,339	RC造	2022	不要*	劣化が少ない
	体育館	1975	763	S造*	2013	2013	劣化が少ない
八條北小学校	教室・渡り廊下棟	1975	3,512	RC造	2014	2011	劣化が少ない
	管理棟	1981	989	RC造	2014	2014	劣化が少ない
	体育館	1975	795	S造	未	不要	劣化が著しい
八條中学校	管理教室棟	1976	3,381	RC造	2008	2008	経年相応の劣化が見られる
	部室	1993	307	S造	未	不要	経年相応の劣化が見られる
	体育館	1976	851	S造	2008	2008	劣化が少ない
	管理教室棟増築部	1983	1,148	RC造	未	不要	劣化が著しい
	武道場	1986	259	S造	未	不要	経年相応の劣化が見られる

※RC造：鉄筋コンクリート造

※S造：鉄骨造

※耐震改修不要：①昭和56年（1981年）以降の新耐震基準適合

②旧耐震基準時代に建築されたものだが、後に耐震診断を実施し、「耐震性あり」と判定

#### (4) 通学路・通学距離

##### (4-1) 本市における適正な通学距離（基準）

「適正配置指針・計画」では、通学距離については、小学校においては2km以内を基準とし、特別な事情がある場合には、3kmを許容範囲としています。また、中学校においては4kmを基準としています。

学校の配置にあたっては、可能な限りこれらに配慮するとともに、通学区域の設定においても配慮が必要です。また、児童生徒の居住によっては、やむを得ずこの基準を超えてしまう場合もあることから、柔軟な対応が必要です。

##### (4-2) 通学距離（小学校）

八條小学校と八條北小学校の通学距離は、それぞれ最長で約1.7kmであり、本市における適正な通学距離の基準を満たしています。

図表：北部小学校の最長通学距離

注：下図は学区の端から各学校まで、道なりに沿った距離を概算したものであり、実際にその距離・ルートで通学している児童が存在することを示すものではない。



出典：国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

#### (4-3) 通学距離（中学校）

八條中学校の通学距離は、最長で約3.5kmとなっており、本市における適正な通学距離の基準を満たしています。なお、通学距離が比較的長距離となることから、自転車で通学している生徒も存在します。

図表：北部中学校の最長通学距離

注：下図は学区の端から各学校まで、道なりに沿った距離を概算したものであり、実際にその距離・ルートで通学している生徒が存在することを示すものではない。



出典：国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

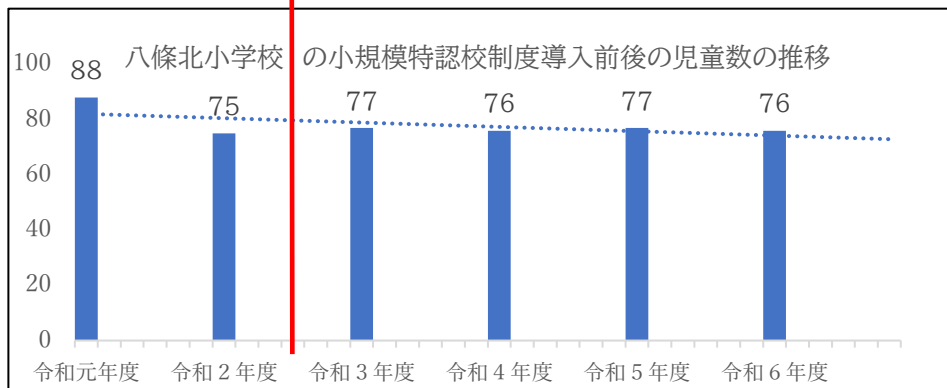
### (5) 小規模特認校制度の活用状況

小規模特認校制度とは、少人数ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を展開する小規模校を教育委員会が小規模特認校として指定する制度です。児童生徒や保護者の方がこのような環境で学びたい、学ばせたいと希望し、入学の条件を満たした場合に、従来の通学区域を越えて、特別に市内全域から児童の入学・転入・編入が認められます。

「適正配置指針・計画」では、八條北小学校において、小規模特認校制度など、小規模校のメリットを最大限活かすことについて検討し、魅力ある学校づくりのための制度を創設し、児童生徒数の増加を促進するという方向性を示しました。これを受けて、八條北小学校では令和3年度から、八條中学校では令和6年度から小規模特認校制度を採用しています。

しかしながら、本制度を採用してからも八條北小学校の児童数は横ばいで、1学年・1学級の状態が続いています。現状では、小規模特認校制度による児童数の増加を促進する効果は出ていない状況となっています。同様に八條中学校においても、小規模特認校制度による生徒数の増加を促進する効果が出ているとは言えない状況です。

		導入前		導入後			
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八條北 小学校	特認校制度で 入学した児童 数			3	2	5	2
	全児童数	88	75	77	76	77	76



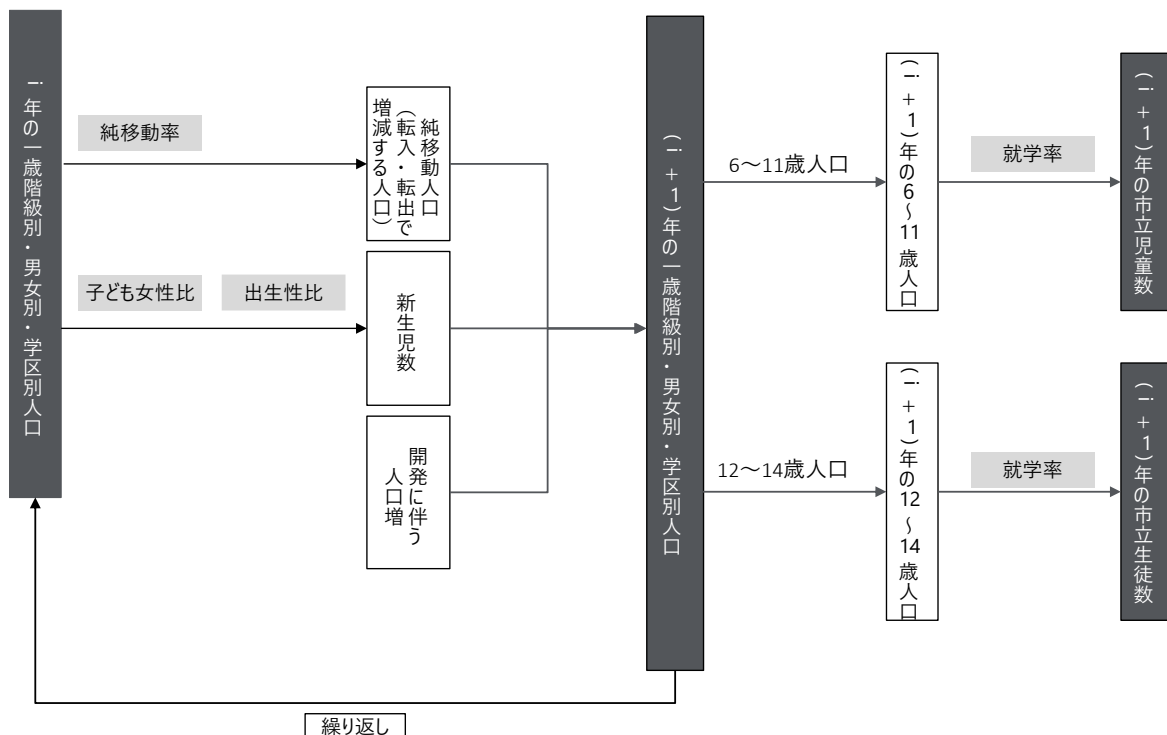
## 4. 児童生徒数・学級数推計

### (1) 推計の考え方

コーホート要因法※に基づいて学区別の男女別・年齢別人口を推計します。

推計した学区別の6歳～11歳人口及び12～14歳人口に対し、国私立学校への就学・指定校変更・特別支援学校への就学等の動向を考慮したパラメータを乗じた値を、各学校の児童生徒数の推計値とします。

学級数は、各学校・各学年の児童生徒数の推計値を、1学級の上限人数（35人。ただし、令和8（2026）年の中学校2、3年生及び令和9（2027）年の中学校3年生は40人）で除して推計します。なお、小数点以下は切り上げ、特別支援学級は考慮していません（全児童生徒が通常学級に在籍すると仮定）。



### (2) 推計の前提条件

推計は以下の条件で実施します。

#### (2-1) 基準人口

令和6年4月1日時点の住民基本台帳人口を基準とします。

#### (2-2) 推計期間

令和7年度から令和31年度までの児童生徒数・学級数を推計します。ただし、令和7年度の児童生徒数・学級数は実績値です。

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化を、その要因（出生・人口移動など）ごとに計算して将来の人口を求める方法。長期の人口推計に有効で、国際的に標準とされている手法。

### (2-3) 純移動率

八潮市都市計画マスタープランにおける3つの地域区分（八條地域、潮止地域、八幡地域）ごとに、令和元年から令和6年の各年1月1日人口を基に、各年の年齢・男女別の純移動率を計算し、その平均値で推計期間中は一定であると仮定しました。

対象の北部地区の学校の児童生徒数推計では、八條地域の値を用いました。

### (2-4) 子ども女性比

純移動率の計算と同様に、八潮市都市計画マスタープランにおける3つの地域区分（八條地域、潮止地域、八幡地域）ごとに、令和元年から令和6年の子ども女性比（0歳人口/15～49歳女性人口）を計算し、その平均値で推計期間中は一定であると仮定しました。

対象の北部地区の学校の児童生徒数推計では、八條地域の値を用いました。

### (2-5) 出生性比

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」における本市の0-4歳性比の仮定値をもとに、男：女=105.1：100 で一定と仮定しました。

### (2-6) 開発に伴う人口増

本市北部地区において、現時点で大規模な住宅開発の予定はないため、大規模開発に伴う流入人口は見込んでいません。

### (2-7) 就学率（指定校への就学割合）

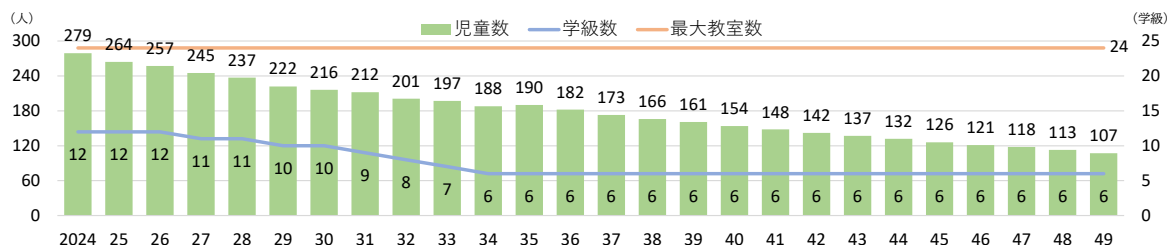
国私立学校、特別支援学校への就学や就学指定校変更の動向を加味するため、「令和2年度から令和6年度までの、各年度の1年生の学齢簿対象者数の合計」と「令和2年度から令和6年度までの、各年度の1年生の実際の就学者数の合計」の比率を年齢別人口の推計値に乘じ、児童・生徒数の推計値としています。なお、他学区からの就学に伴い、就学率が1を超えることもあります。

### (3) 推計結果

#### (3-1) 八條小学校

八條小学校は、児童数が減少傾向で推移し、2034年以降は全ての学年で1学年・1学級の状態になると予測されます。

図表 八條小学校の児童数・学級数推計結果



図表 八條小学校の児童数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	45	45	46	35	39	29	36	35	33	32	31	30	28	27	26	25	24	23	22	21	21	20	19	19	18	17
2年	40	45	40	44	34	38	28	36	34	32	31	30	29	27	26	26	25	24	23	22	21	20	19	19	18	17
3年	44	43	42	40	44	34	38	28	36	34	32	31	30	29	27	26	26	25	24	23	22	21	20	19	19	18
4年	39	43	42	41	39	43	34	38	28	35	33	32	31	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	20	19	18
5年	45	41	45	41	40	38	42	33	37	27	34	33	31	30	29	28	26	25	24	24	23	22	21	20	19	18
6年	66	47	42	44	41	40	38	42	33	37	27	34	33	31	30	29	27	26	25	24	23	22	22	21	20	19
合計	279	264	257	245	237	222	216	212	201	197	188	190	182	173	166	161	154	148	142	137	132	126	121	118	113	107

図表 八條小学校の学級数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	2	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	2	2	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	12	12	12	11	11	10	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※学校や学年によっては、2025年から2026年にかけての児童生徒数の変動が、2027年以降の前年比の変動と比べ大きくなっています。これは、2025年から2026年にかけての児童生徒数の変動は、転入出に伴うものに加え、推計で用いた就学率と、実際の就学率の乖離による変動が含まれるためです。就学率は年によってばらつきがあるため、大きな変動の要因となることがあります。（例えば、2025年の1年生の実際の就学率が80%、推計で用いた就学率が90%である場合、2026年の2年生に相当する人口の10%程度の変動が見込まれます）一方で、推計期間中の就学率は一定であると仮定しているため、2027年以降の児童生徒数の推計値は、就学率によって前年比で増減することではなく、転入出によって増減します。

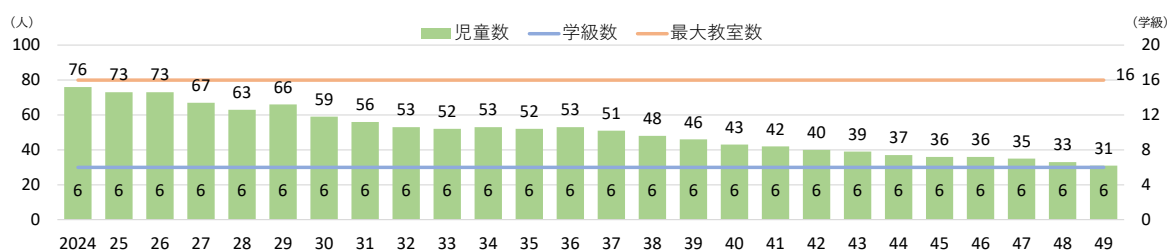
### (3-2) 八條北小学校

八條北小学校は、児童数が減少傾向で推移し、1学年・1学級の状態が続くと予測されます。また、2学年の合計児童数が16人以下となり、複式学級が発生すると予測される年度もあります。

※本計画における児童生徒数の推計は、令和6年8月時点の推計値を基に作成したものである。

その後の在籍見込みでは複式学級を回避できる見通しとなっていたが、児童数の変動により、令和8年度から複式学級が編制される状況となっている。

図表 八條北小学校の児童数・学級数推計結果



図表 八條北小学校の児童数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	13	10	15	10	9	10	6	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5
2年	7	11	13	14	9	8	10	6	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5
3年	13	9	14	13	14	9	8	10	6	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6	5	5
4年	15	16	5	14	13	14	9	8	10	6	10	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5
5年	12	16	11	5	13	12	14	9	8	9	6	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5
6年	16	11	15	11	5	13	12	13	9	8	9	6	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6
合計	76	73	73	67	63	66	59	56	53	52	53	52	53	51	48	46	43	42	40	39	37	36	36	35	33	31

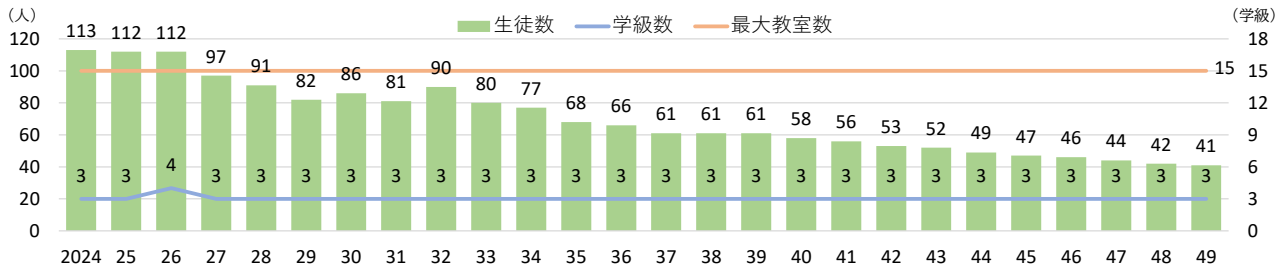
図表 八條北小学校の学級数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

### (3-3) 八條中学校

八條中学校は、生徒数が減少傾向で推移し、1学年・1学級の状態が続くと予測されます。

図表 八條中学校の生徒数・学級数推計結果



図表 八條中学校の生徒数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	39	36	32	28	32	23	33	27	31	22	25	21	20	21	20	20	19	18	17	17	16	15	15	14	14	13
2年	40	37	38	32	28	32	22	32	27	31	22	25	21	20	21	20	19	19	18	17	16	16	15	15	14	14
3年	34	39	42	37	31	27	31	22	32	27	30	22	25	20	20	21	20	19	18	18	17	16	16	15	14	14
合計	113	112	112	97	91	82	86	81	90	80	77	68	66	61	61	61	58	56	53	52	49	47	46	44	42	41

図表 八條中学校の学級数推計結果（詳細）

	2024	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

## 5. 小規模校を解消するための手法

### (1) 統合

統合は小規模校を解消するための手法として活用可能で、小規模校であることに伴う様々な課題を解決することが可能です。

一方で、通学範囲が広範となり通学の負担が大きい児童・生徒が発生する可能性がある、統合にあたり新たな校舎の整備や改修が必要な場合は財政的負担が発生する等のデメリットもあります。

### (2) 通学区域の見直し

小規模校と隣接する学校の通学区域の一部を、当該小規模校の通学区域とすることにより、小規模校の児童・生徒数を増やす手法です。児童・生徒数や通学環境に合わせ、柔軟な対応が可能です。

一方で、通学範囲が広範となり通学の負担が大きい児童・生徒が発生する可能性がある、見直しのタイミングによっては兄弟で通学する学校が異なる可能性がある等のデメリットもあります。

### (3) 学校選択制

学校選択制では、主に以下5つのタイプがあります。小規模校の解消に、本市では、令和3年度から八條北小学校において、令和6年度から八條中学校において、小規模特認校制を採用しています。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

出典：文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-sentaku/06041014/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/06041014/002.htm)）

## 6. 適正配置の方向性

### (1) 適正配置の方向性の検討の背景

#### (1-1) 北部の学校の児童生徒数・学級数の現状と将来推計

「4. 児童生徒数・学級数推計」のとおり、北部の八條小学校・八條北小学校・八條中学校では、児童生徒数の減少が続いています。八條北小学校・八條中学校では、既に全学年でクラス替えができない1学年・1学級の状態となっており、将来的には八條小学校も1学年・1学級の状態となることが予測されています。

また、八條北小学校では複式学級が発生する可能性もあると予測されています。

※本計画における児童生徒数の推計は、令和6年8月時点の推計値を基に作成したものである。

その後の在籍見込みでは複式学級を回避できる見通しとなっていたが、児童数の変動により、令和8年度から複式学級が編制される状況となっている。

#### (1-2) 北部の学校におけるこれまでの取組

「3. 北部地区の学校の概況(5) 小規模特認校制度の活用状況」のとおり、八條北小学校では令和3年度から、八條中学校では令和6年度から、小規模特認校制度を採用していますが、本制度を採用してからも八條北小学校及び八條中学校の児童生徒数に大きな増加はみられず、今後も児童生徒数は減少傾向が続くと予測されています。

#### (1-3) 北部の学校を取り巻く環境の変化

「2. 対象地区の現況(3) 北部地区のまちづくりについて」のとおり、本市北部地区では「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画」が策定され、八條北小学校及び八條中学校の周辺は、緑豊かな環境から交通量が多く建物が立ち並ぶ環境へと変化することが予想されます。

#### (1-4) 現状を維持した場合に想定される影響

このまま対応策をとらずに、現状の八條小学校・八條北小学校・八條中学校を維持する場合、安全な通学環境、落ち着いた学習環境の確保が困難であることに加え、「1. 計画の背景(2) 小規模校・複式学級の課題」のとおり、学級数が少ないことによる学校運営上の課題、複式学級による課題、教職員数が少ないことによる学校運営上の課題等が多数発生し、それらが児童生徒の成長に影響を与える可能性があります。

#### (1-5) 小規模校の状態を解消させる対応策をとった場合の影響

一方で、小規模校の状態を解消させる対応策を取り、クラス替えが可能な規模を確保できる場合、以下の利点があります。

- ・ 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ・ 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ・ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ・ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる

- ・ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ・ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ・ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成 27 年 1 月 27 日)

#### (1-6) 適正配置の必要性和方向性

上記のとおり、八條小学校・八條北小学校・八條中学校を現状維持することは、学級数が少ないことによる学校運営上の課題、複式学級による課題、教職員数が少ないことによる学校運営上の課題等が多数発生します。その結果、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境や、安全に登下校できる環境を確保することが困難となり、これらの問題が児童生徒に悪影響を与える可能性があります。

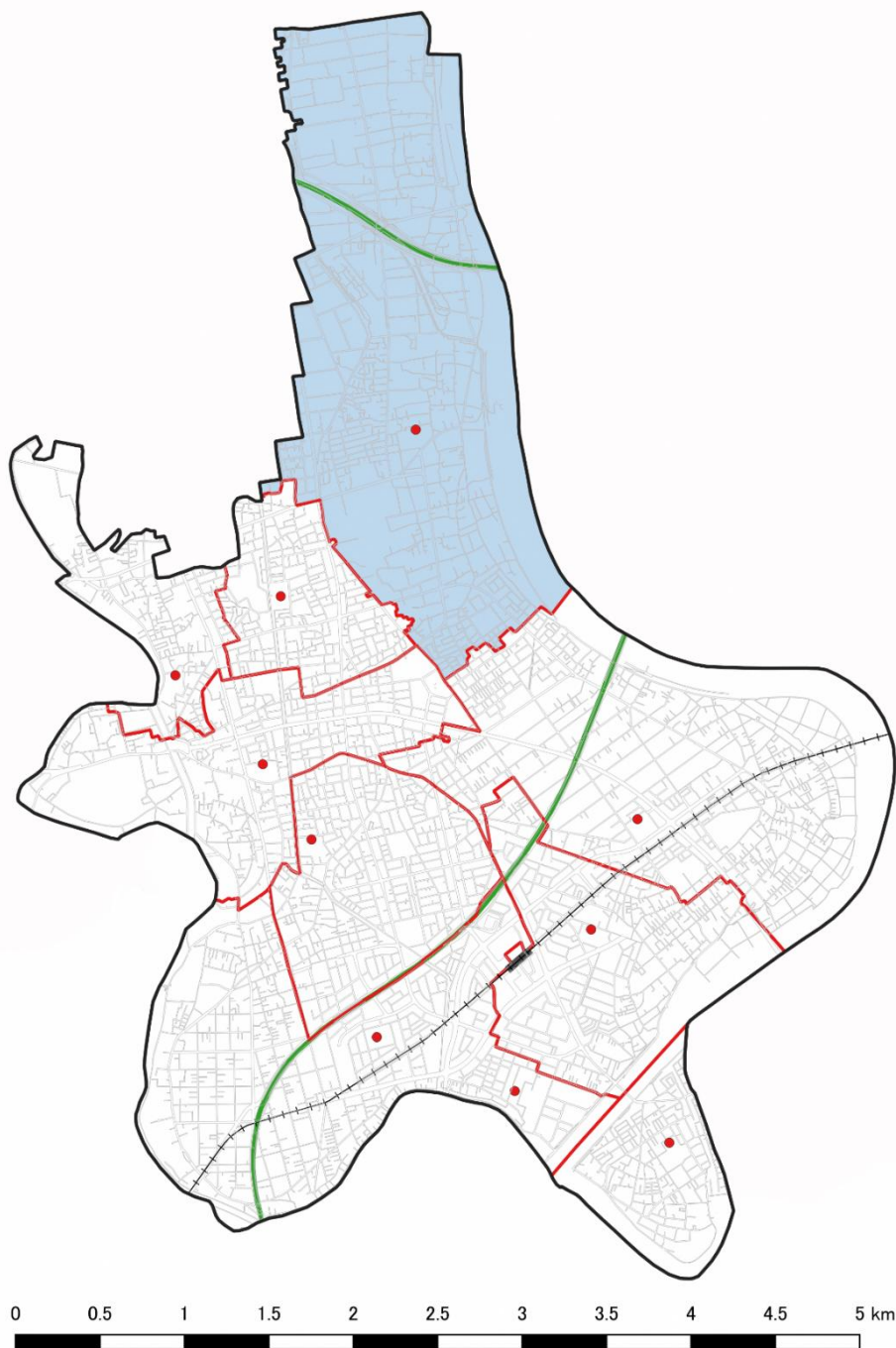
八潮市教育計画に掲げる基本理念「明日の八潮を担う人づくり～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～」を実現し、児童生徒の確かな学力や豊かな心を育成していくためには、学校規模の課題の解決は必須であると考えられます。

そのため、現在の八條小学校の場所で、八條小学校・八條北小学校・八條中学校を統合し、令和 13 (2031) 年に施設一体型小中一貫校を開校する方向で検討を進めます。

## (2) 統合のシミュレーション

### (2-1) 統合後の学区

小学校の学区は、現在の八條小学校区・八條北小学校区を合わせたもの（下図水色部分）とします。

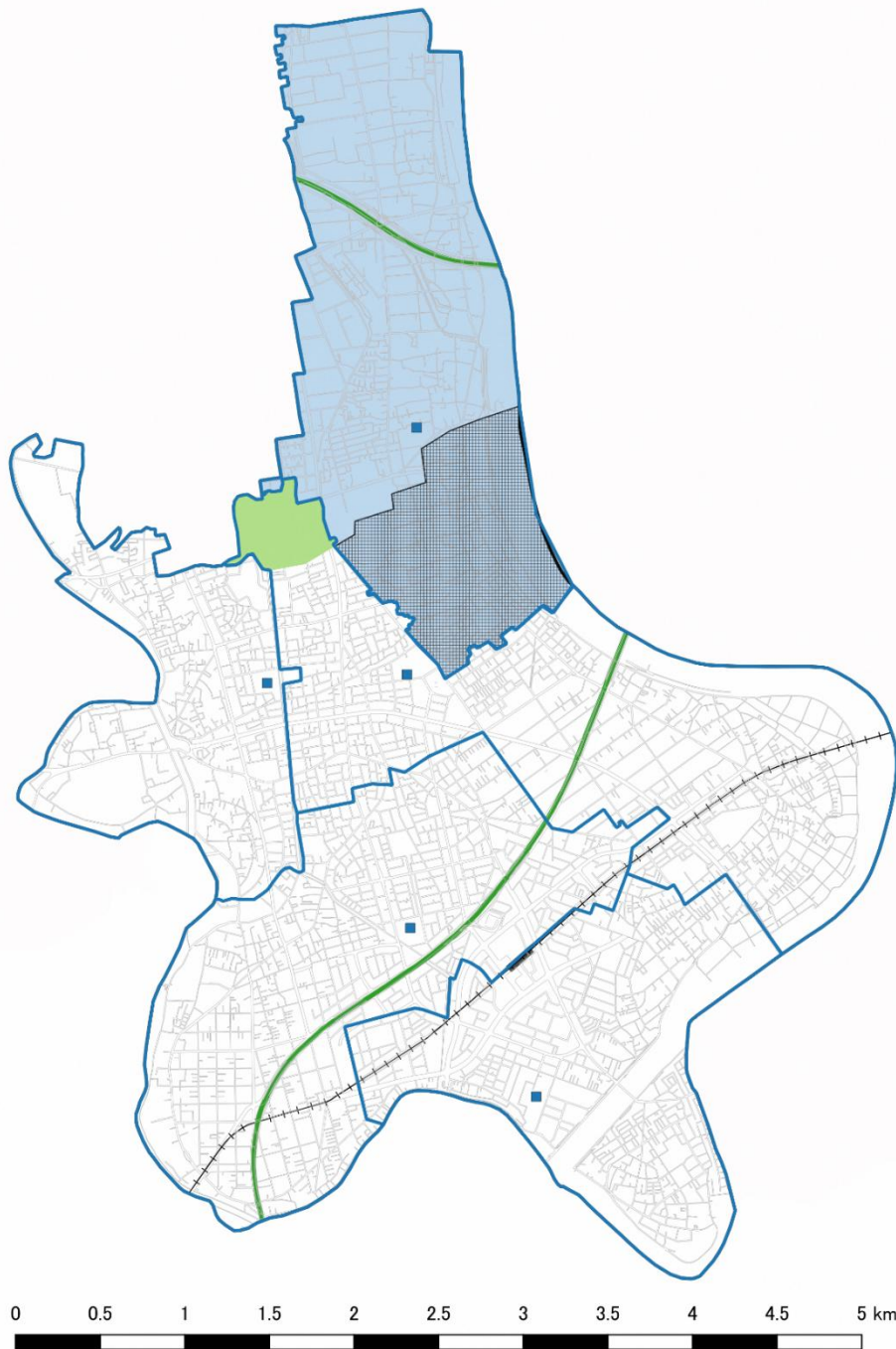


出典：国土地理院「基盤地図情報基本項目」国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

中学校の学区については、小中一貫教育を推進する観点から、統合後の小学校区（現在の八條小学校区及び八條北小学校区を合わせた地域：下図の水色部分）と同一にします。

このため、現在の八潮中学校区のうち、八條小学校区となっている部分（下図の斜線部分）については、統合後の中学校の学区とする方向で学区の見直しを検討します。

あわせて、現在の八條中学校区のうち、松之木小学校区となっている部分（下図の黄緑色部分）についても、八潮中学校の学区とすることを視野に入れて、学区変更を進める方向で検討します。

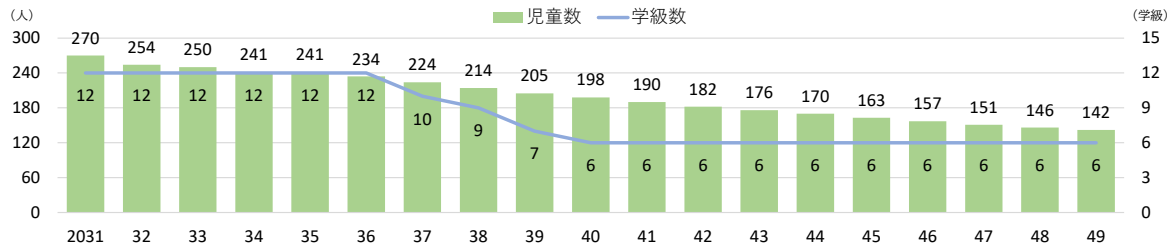


出典：国土地理院「基盤地図情報基本項目」国土交通省「国土数値情報」を加工して作成

## (2-2) 児童生徒数・学級数

八條小学校と八條北小学校を統合した小学校では、当面の間、1学年2学級の状態が続くと予測されます。

図表 統合後の小学校の児童数・学級数推計



### 児童数

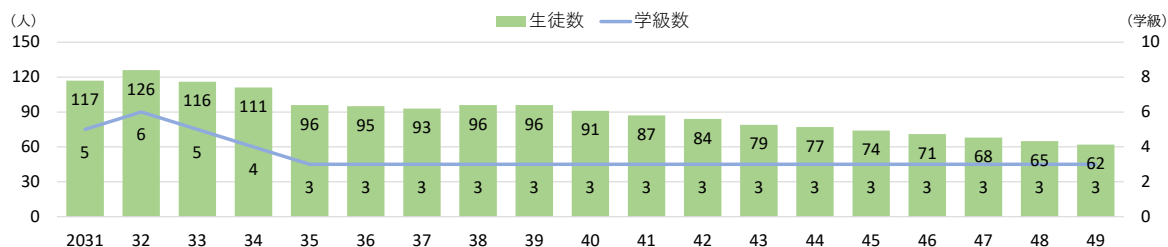
	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	46	43	42	40	38	36	35	34	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
2年	42	44	42	40	39	37	35	34	33	32	30	29	28	27	26	25	24	24	23
3年	38	42	44	42	40	39	37	35	34	33	32	30	29	28	27	26	25	24	24
4年	46	38	41	43	41	40	38	36	34	33	32	31	30	29	27	26	25	24	24
5年	42	45	37	40	43	40	39	37	35	34	33	31	30	29	28	27	26	25	24
6年	56	42	44	36	40	42	40	38	37	35	33	32	31	30	29	28	27	26	25
合計	270	254	250	241	241	234	224	214	205	198	190	182	176	170	163	157	151	146	142

### 学級数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	12	12	12	12	12	12	10	9	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

中学校の生徒数は、学校までの距離を理由に八條中学校から八潮中学校または八幡中学校へ指定校変更する生徒の割合が減少すると見込まれることから、現在の八條中学校の生徒数よりも増加し、当面は1学年2学級の状態では推移すると予測されます。

図表 統合後の中学校の生徒数・学級数推計



生徒数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	40	45	33	35	29	32	34	32	31	30	28	27	26	25	24	23	22	21	20
2年	42	40	44	33	35	29	31	33	32	30	29	28	26	26	25	24	23	22	21
3年	35	41	39	43	32	34	28	31	33	31	30	29	27	26	25	24	23	22	21
合計	117	126	116	111	96	95	93	96	96	91	87	84	79	77	74	71	68	65	62

学級数

	2031	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
1年	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	5	6	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(2-3) 学校施設について

普通教室について、小学校の学級数は最大で12学級と推計されています。現在の八條小学校の最大普通教室数は24教室であるため、特別支援学級を考慮しても、統合後も現在の八條小学校の普通教室が不足することはないと予想されます。

中学校用の普通教室は新たに整備します。なお、中学校の学級数は最大で6学級と推計されており、これに特別支援学級を見込んだ教室を整備します。

特別教室については、小学校と中学校で共同利用できる教室は、既存の八條小学校の教室を活用し共同利用することを前提に検討を進めます。ただし、共同利用する場合は、小学生と中学生で体格差があることを考慮した備品を配置する必要があります。なお、前述の「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」における特別教室の種類によれば、小学校には設置されていない特別教室として、技術教室、進路資料・指導室があります。

### (3) 統合に向けた課題と対応策

#### (3-1) 通学環境の視点から

現在の八條小学校の敷地に八條小学校・八條北小学校・八條中学校を統合する場合、学区の大部分は統合校から直線距離で2km以内となっており、通学距離は片道で最大3km弱になると想定されています。この距離は、国が定めている公立小・中学校の通学距離の基準（小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内）を下回っています。しかしながら、今後の北部地区の開発により、現在の八條北小学校・八條中学校周辺の交通量が増加すると予想されること、また、県道102号線と東京外かく環状道路の交差点は歩道橋が設置されており、直線距離の割に通学の負担が大きいことが課題となります。

そのため、東京外かく環状道路よりも北側に居住している小学生はスクールバスを利用して安全に登下校できるよう、スクールバスの導入に向けた検討を進めます。また、中学生は引き続き自転車通学を認める方向で検討を進めます。

#### (3-2) 小規模特認校制度の在り方の視点から

前述のとおり、本制度による児童生徒数の増加は見込まれないことから、八條北小学校及び八條中学校では、令和8年度から、本制度の実施を休止します。ただし、引き続き小規模校への通学を希望する声に対応するため、通学区域の弾力的運用により指定学区外からの通学を認める対応を行うとともに、北部地区以外の市内の小規模校における弾力的運用の可能性についても検討します。

なお、小規模特認校で実施していた特色ある活動などは、該当の小規模校で実施できるよう検討します。

#### (3-3) 環境変化に伴う児童生徒の精神的負担の視点から

統合に伴い、教育環境が大きく変わることで、新しい友達や先生との人間関係を構築しなければならないことから、児童生徒に精神的な負担がかかることが懸念されます。

そのため、統合に向けて児童生徒に対しても十分な説明を行うとともに、統合前の段階から八條小学校・八條北小学校・八條中学校の交流活動を実施するなど、児童生徒が円滑に統合校での生活になじめるよう配慮した取組を検討します。

#### (3-4) 地域防災の視点から

八條中学校は地区防災拠点・一次避難所、八條北小学校は一次避難所としての機能も有しています。また、両校周辺では、北部拠点の形成に向け産業施設の立地や、新たな公共施設の整備に向けた検討を進めています。

こうした状況を踏まえ、学校統合後の地域の安全・安心の確保に向け、関係課と連携し、今後の対応について整理を進めてまいります。

#### (3-5) 地域の核としての学校の視点から

統合に伴い、長年にわたり地域の子どもたちを育ててきた学校がなくなることは、学校の卒業生や地域住民にとって、寂しさや喪失感を抱かれるものと考えられます。

そのため、統合後の学校には、これまでの八條北小学校・八條中学校の歴史や思い出を残す場として、「メモリアルルーム」を設置することなどが考えられます。メモリアルルームとは、校歌や歴代の卒業アルバム、写真、記念品、学校の歴史紹介などを展示する場所です。これは単なる保存ではなく、「学校の記憶」を未来につなげていく取り組みと捉えることができます。新しい学校の中に、地域の歴史を息づかせ、子どもたちにも伝えていくことを大切にしていきます。

### (3-6) 小中一貫教育の視点から

八潮市では、平成18年度に「基礎学力の定着が不十分」「不登校児童生徒が多い」「非行問題行動が多い」という当時の教育課題を解決するために、従来の小中学校段階にあたる9年間という大きなくりで教育を行う「小中一貫教育」を一つの手法として取り入れました。以来、「施設分離型」の条件の下、全15校が一丸となって小中一貫教育を推進し20年が経過しており、前述の教育課題に対し一定の成果が得られたところです。

小中一貫教育は「施設一体型」、「施設併設型」、「施設分離型」の3つに分類され、本市では現時点において「施設分離型」で小中一貫を推進してきました。なお、それぞれのメリット・デメリットは以下のとおりです。

	イメージ	概要	メリット	デメリット
施設一体型		同じ敷地内で校舎の全て又は一部が一体的に設置している型。	教職員・児童生徒の連携・情報交換がスムーズになり、小中一貫教育の導入による教育上の効果が得られやすい。	小中両方に必要な機能を有する施設を整備する必要がある。授業時間や共用部の活用の方法など、運用面における調整が必要である。
施設併設型		隣接した敷地に設置するパターンと同じ敷地に小学校・中学校の校舎を別に設置するパターンがある。	施設一体型と比べ、共用する教室の利用時間の調整など、運用面における調整の手間が少ない。	教職員・児童生徒の施設間の移動が必要であり、施設一体型と比較して連携及び情報共有が難しい。
施設分離型		校舎が隣接しておらず、離れて設置する。	施設一体型と比べ、共用する教室の利用時間の調整など、運用面における調整の手間が少ない。	教職員・児童生徒の施設間の移動が必要であり、施設一体型や施設隣接型と比較して連携及び情報共有が難しい。

八條小学校・八條北小学校・八條中学校の統合にあたり、施設一体型の小中一貫校を整備する方針とするのは、単に学校の再編を目的とするものではなく、9年間を見通した継続的で質の高い教育の実現を図るためです。

これまで、分離型の連携による小中一貫教育において一定の成果を上げてきましたが、施設・組織を一体化した小中一貫校だからこそ以下のとおり可能となる教育的効果があります。

#### 《1》 教育の継続性と学力向上の両立

「学びの分断」が生じない — 9年間で一人の成長を“連続的に設計”できる環境

施設が一体であることにより、小・中の教員が日常的に協働し、児童生徒一人ひとりの学習履歴や得意・不得意を踏まえた継続的な学習支援が可能となります。

また、個々の児童生徒の学習履歴・性格・家庭環境・友人関係などの情報が日常的に共有さ

れ、9年間の教育を個人単位でデザインできるという特長があります。

分離型では、年度末の引継ぎや断続的な交流に留まりますが、一貫校では日々の中で自然に教員間の連携が行われ、学び・生活・成長が分断されません。

### 《2》教職員の組織的一体運営による指導体制の強化

教職員が小中学校の同一組織として日常的に協働することで、情報共有や合同研修、授業改善サイクルが円滑に行われ、学校全体としての教育力の底上げにつながります。

特に、児童生徒の学習課題や生活面での課題に対し、学年・校種を越えた支援が可能となり、教員一人では対応が難しいケースにも組織的に対応できる体制が整います。

### 《3》発達段階に応じた柔軟な学習環境

同一施設内に小中両校を配置することで、学年や教科の壁を越えた学びの場を設定しやすくなります。小学校高学年と中学生が共に取り組む探究学習、部活動や行事を通じた異学年交流など、多様な学習・体験活動の展開が可能となります。これらの活動は、児童生徒の主体性・協働性を育み、学びに対する意欲の向上や学力の向上にも寄与します。

このように、施設一体型の小中一貫校は、

- 教育の継続性
- 教職員の専門性の融合
- 発達段階に応じた柔軟な学び

を同時に実現できる、新しい学校モデルです。

少子化が進む北部地区においても、将来にわたり「確かな学力と豊かな心を育む教育」を継続するために、小中一貫校の整備は最も有効な方策と考えます。

#### (4) 今後のスケジュール（予定）

令和 13（2031）年4月に八條小学校・八條北小学校・八條中学校の統合校を開校することを目指し、検討を進めていきます。

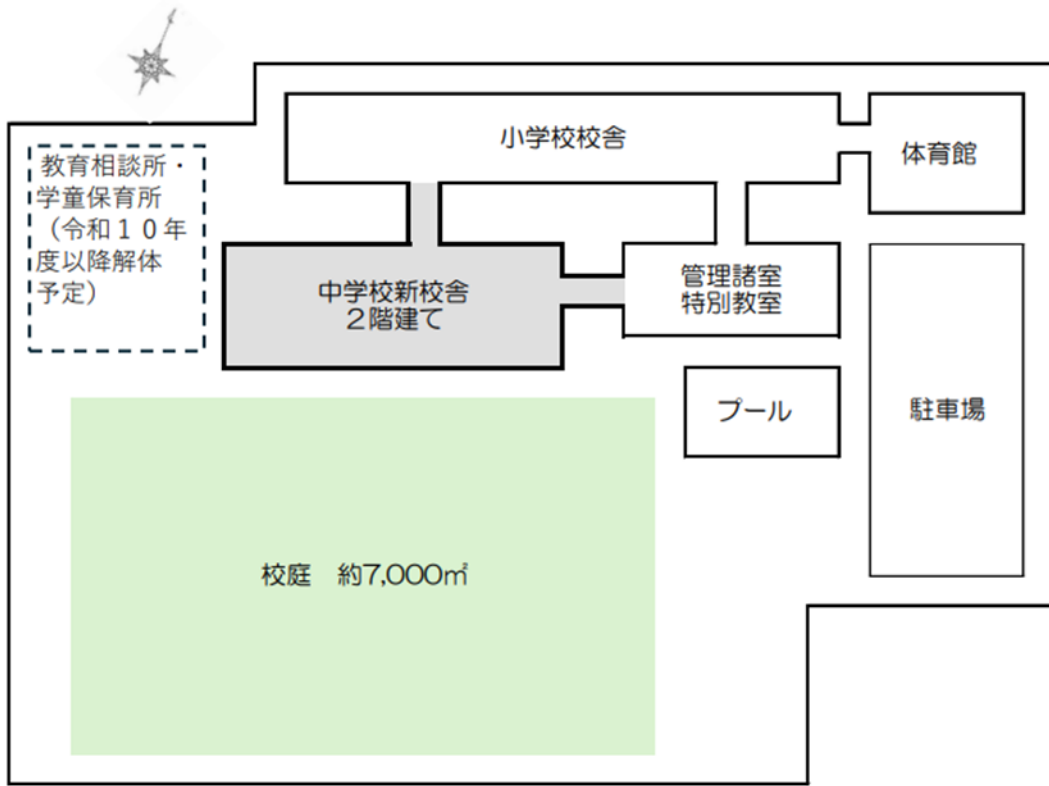
まずは、3校の統合に先立ち、令和 10（2028）年4月以降に、八條小学校と八條北小学校の統合をすることを目指し、検討を進めていきます。八條北小学校は既に1学年・1学級の状態となっており、これを可能な限り早期に解消することを目的としたものです。そのために、令和8年度には、教職員、保護者の方々、地域の方々等から構成される統合準備委員会の設置を検討します。統合準備委員会は、統合を円滑に推進するために必要な準備や検討を進めるための組織です。統合校の名称、校章、校歌、学校行事、PTA 組織、通学手段などを検討、協議します。

学校施設の整備については、令和8年度を目途に、統合校における基本構想・基本計画の策定を進めていきます。基本構想・基本計画は、学校の設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針、学校の規模や求められる機能等を定めます。また、定められた基本的な考え方について整理し、スケジュール及び概算工事費を定めます。そして、基本設計・実施設計・施工を進め、令和 13 年度を目途に開校を目指します。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
保護者・地域 への説明	統合準備委員会		八條小学校・八條北小学校が 先行して統合			統合校 開校
	基本構想・基本計画・基本設計・実施設計・施工					

(5) 統合校イメージ

八條小学校敷地内配置図（案）【一体型小中一貫校イメージ】



令和13年度を目途に増築を計画している中学校新校舎

## 参考資料

### 1. 八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会規則

令和6年3月27日

教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町会・自治会長
- (2) 市内小中学校長
- (3) 市内小中学校PTAの代表者
- (4) 学校運営協議会の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から教育長の諮問に係る答申の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部学務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 2. 八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会委員

	氏 名	所属団体等
1	鈴 木 孝 一	伊草町会長
2	狩 野 稔	柳之宮町会長
3	秋 山 隆	下二丁目町会長
4	檜 田 勝 巳 (R8.4 ~ ) 山 村 一 晃 ( ~ R8.3 )	八條北小学校長
5	山 本 誠	大原中学校長
6	◎ 五 味 理 絵 子	潮止小学校長
7	江 村 涼 子	八條小学校PTA会長
8	近 彩	松之木小学校PTA会長
9	鏡 美 由 紀	潮止中学校PTA会長
10	會 田 昭	八條中学校運営協議会
11	武 藤 吉 彦	八幡小学校運営協議会
12	○ 近 藤 昭 彦	大瀬小学校運営協議会会長
13	飯 山 美 夕 貴	学識経験のある者
14	田 口 理 恵	公募
15	中 川 里 能	公募

◎は会長、○は副会長。敬称略。

### 3. 八潮市学校適正配置指針・計画の見直しに係る諮問及び答申

八潮教学第235号  
令和6年8月16日

八潮市学校適正配置指針・計画策定委員長 様

八潮市教育委員会

八潮市学校適正配置指針・計画の見直しについて（諮問）

八潮市学校適正配置指針・計画の見直しについて、別紙諮問書のとおり貴委員会の意見を求めます。

なお、令和8年3月31日までに答申をお願いいたします。

別紙

【諮問書】

八潮市学校適正配置指針・計画の見直しについて

諮問理由（全体計画）

八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方を示すため、令和2年3月に八潮市学校適正配置指針・計画を策定しました。

本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととされており、教育をとりまく環境に大きな変化が生じていることや、令和3年度から児童生徒数が減少しており、当初計画における児童数推計と住民基本台帳における児童数推計とで大きな乖離が生じていることなどの課題もあり、改めて児童数推計を行い、学校規模の適正化等について検討する必要があります。

児童生徒数の推移等の現状と将来展望、また、開発動向など多面的な要因を踏まえ、教育上の視点を最優先に、将来にわたって本市の子どもたちにより良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指すため、中長期的な展望に立った八潮市学校適正配置指針・計画の見直しについて諮問するものです。

諮問理由（北部地区）

八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方を示すため、令和2年3月に八潮市学校適正配置指針・計画を策定しました。

本市の北部地区においては、近年児童生徒数が減少傾向にあり、今後も減少し続けることが想定され、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりするための教育活動が難しくなる等の課題が懸念されています。

また、今後、スマートインターチェンジ等道路施設の整備、産業施設の立地誘導や（仮称）道の駅やしお等により交通環境も大きく変化することが想定され、それに伴い周辺校の教育環境にも大きく影響することが考えられます。

このような状況の中、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指すため、中長期的な展望に立った八潮市学校適正配置指針・計画の北部地区個別計画策定について諮問するものです。

---

令和8年5月22日

八潮市教育委員会 様

八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会  
委員長 五味 理絵子

八潮市学校適正配置指針・計画の見直しについて（答申）

令和6年8月16日付け八潮教学第235号で諮問のあった「八潮市学校適正配置指針・計画の見直し」について、活発に議論し、慎重に審議した結果、見直し後の「八潮市学校適正配置指針・計画」及び「八潮市学校適正配置指針・計画 北部地区個別計画」は適当であると認め、下記を付帯意見として答申します。

#### 記

（1）「八潮市学校適正配置指針・計画」

- ・潮止中学校の教室数不足への対応については、引き続き生徒数の推移に注視するとともに、将来的な中学校新設の必要性について慎重に検討すること。
- ・八潮市の人口動態を踏まえ、適正な学校規模及び質の高い教育環境の確保を図る観点から、通学区域のあり方について継続的に検討すること。

（2）「八潮市学校適正配置指針・計画 北部地区個別計画」

- ・八條北小学校においては複式学級が発生しており、北部地区の子どもたちに良質かつ安全な教育環境を持続的に提供していくために統合は不可欠である。八條北小学校を含めて、計画に位置付けられた学校の統合を計画どおりに実施すること。
- ・学校統合に伴う通学、児童生徒の心理面への配慮、地域との関係性など、様々な課題について十分に検討し対応すること。

- 統合前の八條小学校及び八條北小学校の児童並びに教職員間の交流を十分に図り、統合後の円滑な学校生活を確保すること。
- 統合に当たっては、統合準備委員会を早期に設置し、課題を整理するとともに、保護者や地域住民に対し、丁寧な情報提供に努めること。
- 北部地区3校の統合に当たっては、施設一体型小中一貫校としての特色や教育効果が十分に発揮されるよう、教育内容や運営体制の充実に努めること。

【答申の期日について】

諮問書では答申の期日を令和8年3月31日としていたが、策定委員会で慎重な審議が必要であると判断し、答申の期日を令和8年6月30日へ変更した。